

改正

令和2年10月1日

西東京市居住支援協議会設置要綱

第1 設置

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議し、事業を行うため西東京市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。
- (4) 関係機関の連携に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

第3 組織

協議会の委員は、次のとおりとし、市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 不動産関係団体 3人以内
- (3) 居住支援団体 2人以内
- (4) 福祉関係団体 1人
- (5) 健康福祉部地域共生課長
- (6) 健康福祉部生活福祉課長
- (7) 健康福祉部高齢者支援課長
- (8) 健康福祉部障害福祉課長
- (9) 子育て支援部子育て支援課長
- (10) 子育て支援部子ども家庭支援センター長
- (11) 生活文化スポーツ部文化振興課長
- (12) 生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長
- (13) まちづくり部住宅課長

第4 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

第7 謝金

第3第1号から第4号までに規定する委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

第8 庶務

協議会の庶務は、まちづくり部住宅課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則（令和2年10月1日）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。